

ルールを守って

電動キックボードに乗ろう

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

公道走行する前に確認を！

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も、引き続きその車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

check 1 保安基準に適合していますか？

- ・ 基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・ 基準適合を確認したのものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目

ヘッドライト

クラクション

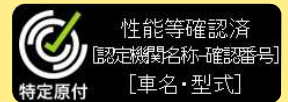
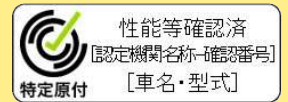
バッテリーの安全性

最高速度表示灯(緑色)^{*}

※車道等では点灯、歩道では点滅

ブレーキ

■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/hotline.html>



車両型式情報



情報提供窓口

check 2 ナンバープレートは取り付けていますか？

- ・ 所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・ 手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。

通常の原付よりも小型化！▶



check 3 自賠責保険(共済)に加入していますか？

- ・ 所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・ 運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険(共済)の詳細はこちら】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>



自賠責保険(共済)